

地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について

1 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕

- 市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」をこれに位置づけています。
- 現行の第8期計画は、令和3年度から5年度を計画期間としており、今年度で計画期間が終了となるため、令和6年度から8年度までの3年を計画期間とする第9期計画を策定します。
- 第9期計画中には、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えます。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通した際、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえたサービス基盤の整備、介護人材の確保等の優先順位を検討した上で、計画を定めていくことが重要となります。

2 計画策定スケジュール

